

鳥取県公報

平成 25 年 4 月 30 日 (火) 号外第61号

毎週火・金曜日発行

			目
\Diamond	規	則	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める
\Diamond	公安規	目目	規則 (55) (経営企画課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する
<u> </u>	公女从	t Ru	規則(4)(警察本部刑事企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・3

規 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年4月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成25年鳥取県条例第29号)中第4条第2項の表 の改正規定(企業局西部事務所太陽光発電所の項を加える部分に限る。)の施行期日は、平成25年5月2日とす る。

公安委員会規則

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月30日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

改正前

鳥取県公安委員会規則第4号

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年鳥取県公安委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年 法律第137号。以下「法」という。)第4条第1項の鳥|法律第137号。以下「法」という。)第4条第1項及び 取県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げ 第7条第1項の鳥取県公安委員会が指定する警視以上 る<u>もの</u>とする。<u>ただし、法別表に掲げる罪に係る捜査</u>の<u>警察官</u>は、次に掲げる<u>者</u>とする。 を担当しない者を除く。 (1) 鳥取県警察本部の刑事部又は警備部に勤務す (1) 鳥取県警察本部の<u>刑事部</u>長及び警備部長の職 る警視以上の階級にある警察官 にある者 (2) 警察署に勤務する警視以上の階級にある警察

宜

改正後

- (2) 鳥取県警察本部の刑事部及び警備部の総括参 事官、参事官、室長、隊長及び管理官の職にある 者(法別表に掲げる罪に係る捜査を担当しない者 を除く。)
- (3) 鳥取県警察本部の刑事部の刑事企画課長、捜 査第一課長、捜査第二課長及び組織犯罪対策課長 並びに警備部の警備第一課長及び警備第二課長の 職にある者
- (4) 警察署の署長、副署長及び刑事官の職にある 者

附則

この規則は、公布の日から施行する。